

令和4年4月

上天草市農業委員会会議録

令和4年4月12日招集

熊本県上天草市農業委員会

令和4年4月12日
午後3時30分開会
上天草市役所・大矢野庁舎書庫棟 2階会議室

1. 議事日程

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 議事録署名委員の指名について
- 日程第 3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第 5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第 6 議案第4号 農地利用集積計画（案）について
- 日程第 7 議案第5号 非農地通知交付申請について
- 日程第 8 報告第1号 利用権設定合意解約について
その他

2. 本日の出席委員は次のとおりである。（10名）

会長 西岡 光雄 職務代理者 蓮田 治住 2番 松岡 健二郎 3番 山口 勝喜
5番 木嶋 たか子 6番 磯田 清俊 7番 岩崎 國重 8番 源 義通
9番 松本 光義 10番 森 和敏

（事務局）

局長 小松野 洋己 主事 塩田 有沙 主事 池林 真斗 会計年度任用職員 山下 久美

3. 本日の欠席委員は次のとおりである。（1名）

4番 水野 美奈子

1 開 会

事務局（小松野）

ただいまより、令和4年4月上天草市農業委員会総会を開会いたします。

本日は10名の農業委員の方が出席となっております。出席委員が過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本会が成立することをご報告いたします。

今年度最初の総会ですので、当初予算について概略を申し上げます。

一般会計予算が、歳入歳出それぞれ約194億6,640万円を計上し、3月議会で成立しております。農業委員会関係は、事務局職員の給料を含め3,534万6,000円となっております。内訳といたしましては、委員の皆様、会計年度任用職員の報酬として1,186万6,000円、旅費、費用弁償98万円、利用状況調査の図面作成など委託料が224万4,000円等となっております。以上が今年度予算の概略となります。

それでは、上天草市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が会議の議長となりますので、ご挨拶と議事の進行をお願いいたします。

2 会長挨拶

議長（西岡）

皆さん、こんにちは。

一同

（こんにちは。）

議長（西岡）

本日は、令和4年度の第1回総会ということで、皆さん方には、大変ご多忙の中でございますけれども、ご出席をいただきましてここに開催できますことを厚くお礼申し上げたいと思います。

私達も任期3年でございますけれども、あと残り1年ということで、最後の年になったわけでございます。大変、先ほどからお話がありますように、コロナ禍の影響で、いろいろと農業委員会活動の制約を受けながらではございますけれども、どうか皆さんとともに、そしてまた事務局も一緒に力を合わせながら、令和4年度も農業委員会活動に頑張っていかなければと、心を新たにすることでございます。

今年1年もどうかよろしくお願いを申し上げまして、簡単ではございますけれども、開会の挨拶に代えさせていただきます。

3 議事録署名委員の指名について

議長（西岡）

それでは、議事に入ります前に、議事録署名委員の指名を行います。7番、岩崎委員、8番、源委員、どうぞよろしくお願いいたします。

4 議 事

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議長（西岡）

それでは議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の承認について。1番から、事務局、説明をお願いいたします。

事務局（池林）

議案第1号、番号1番です。議案は2ページになります。

申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町登立字□□△△△番△、地目は畑、面積263㎡です。

申請場所は図面1ページ①、詳細は2～3ページのとおりで、直線距離で○○○〇〇から北の方向、約3.5kmの辺りに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積が、畑3,930㎡です。稼働力は1、農機具等は、耕運機2です。申請理由は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後、全ての農地を利用し、農作業に常時従事されるとのことです。通作距離は自宅から徒歩1分程度であり、農機具の状況からしてもこの要件をクリアしております。また、農業委員会の定める下限面積要件40aを上回っており、問題ありません。当該農地は、申請人自ら耕作予定とのことであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、タマネギを耕作予定とのことであり、周辺の営農条件への支障はないと思われれます。説明は以上です。

議長（西岡）

続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

3番（山口）

席番3番の山口が補足説明をいたします。昨日は小雨の中、お疲れさまでした。

画面を見てもらうと分かりますように、道路は自分でクラッシャーランを入れて、ご覧のように軽トラぐらいの広さ、道路は広いほうが良いということで広くされております。

タマネギと事務局から説明ありましたが、桃が植えてありました。野菜は手が必要なので桃にしました、と。柿等は果実がなるまで時間がかかって、桃が一番早いということで、そういうことにしましたということで、周囲のほかのところまできれいに重機を頼んでしてありましたので、何ら問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議長（西岡）

ありがとうございました。ただいま説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、先ほど事務局からタマネギとありましたけれども、桃に訂正して承認したいと思います。

それでは、続きまして、2番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（池林）

議案第1号、番号2番です。議案は同じく2ページになります。

申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町上字□□△△△△番、地目は畑、面積559㎡です。申請場所は図面1ページ②、詳細は4～5ページのとおりで、直線距離で○○○○から北西の方向、約3kmの辺りに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積が田2,369㎡、畑2,370㎡、合計4,739㎡です。稼働力は1、農機具等はトラクター1、耕運機1です。申請理由は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後、全ての農地を利用し、農作業に常時従事されるということです。通作距離は自宅から車で8分程度であり、農機具の状況からしても、この要件をクリアしております。また、農業委員会が定める下限面積要件40aを上回っており、問題ありません。地域との調和要件では、タマネギを耕作予定のことであり、周辺の営農条件への支障はないと思われまふ。説明は以上です。

議長（西岡）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

6番（磯田）

6番、磯田が説明いたします。

申請人は大矢野で建設業も営む農業の方ですけれども、譲渡人が福岡県に住んでいらっしやって、高齢のために管理するのが非常に難しいということで買ってくれないか、という相談があつて今回申請されました。

もともと、ここは漁業用具等を置いて相当荒れていたようすけれども、今は申請人が重機を持ってきて整地してきれいにされて、(画面で)今土がありますけれど

も、またきれいにならして、今回タマネギを作るとおっしゃっておられるので、問題はないと思いますけれども、よろしくお願いします。

議長（西岡）

ありがとうございました。ただいま、2番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。続きまして、3番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（池林）

議案第1号、番号3番です。議案は同じく2ページになります。

申請人は福島県福島市の個人の方です。申請地の物件表示は、松島町合津字□□□□△△△△番△、外2筆、地目は田1筆、畑2筆、合計面積1,218㎡です。申請場所は図面1ページ③、詳細は6～7ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南の方向、約8.7kmの辺りに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積が、今回申請分の田713㎡、畑505㎡、合計1,218㎡です。稼働力は1、農機具等はありません。申請理由は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後、全ての農地を利用し、農作業に常時従事されるとのことです。移住先の近辺に所在しており、現在、農機具等を所有しておりませんが、気候に合わせた作物を耕作予定のため、作物に合った農機具を購入予定とのことです。また、令和3年7月13日に空き家に付随する農地に指定されており、農業委員会の定める下限面積要件が1aに引き下げられているため、下限面積要件はクリアしております。当該農地は、申請人自ら耕作するとのことであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、気候に合った作物を耕作予定とのことであり、周辺の営農条件への支障はないと思われま。説明は以上です。

議長（西岡）

続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

8番（源）

議案第1号の3番につきまして、席番8番の源から補足説明させていただきます。

本件は、空き家バンクに付随した農地の売買ということで、先ほど事務局から説明がありましたように、申請人は現在、福島県に住んでおられて、40代の若い人ですが天草に来られるということです。（画面の）家の前が田んぼで、右側が畑、左側も畑になるわけですが、自ら耕作をされるということです。話によれば、申請人も何年かの農業経験はあるということでもありますので、立派な農業をされるかと思

います。よろしくお願ひします。

議長（西岡）

ただいま説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定をいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議長（西岡）

続きまして、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請の承認について。1番から、事務局、説明をお願いいたします。

事務局（池林）

議案第2号、番号1番です。議案は4ページになります。

申請人は、松島町の個人の方です。申請地の物件表示は、松島町合津字□□□△△△番△、地目は畑、面積67㎡です。申請場所は図面1ページ④、詳細は8～9ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から南の方向、約8.8kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は通路の増設で、事業資金は、既に工事が完了しているためありません。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接農地所有者の同意及び地区の排水同意を確認しています。給排水計画については、給水の必要はなく、排水については、雨水は砂利敷きにて自然排水し、生活雑排水及び汚水はありません。造成中の被害防除については、既に工事が完了しているため、近傍農地への被害はないとのことです。

補足説明といたしまして、違反転用であったため、始末書を添付していただいております。説明は以上です。

議長（西岡）

続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

2番（松岡）

2番の松岡が説明申し上げます。昨日、雨の中、現地確認ご苦労さまでした。

この案件につきましては、申請人の父が数十年前に使用していたということで、今回始末書を提出されておりますので、よろしくお願ひします。別の案件でも、調べたところ農地になっていた、ということですのでよろしくお願ひします。

議長（西岡）

ただいま説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長（西岡）

続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について。1番から、事務局、説明をお願いいたします。

事務局（池林）

議案第3号、番号1番です。議案は6ページになります。

申請人は、熊本市の法人です。申請地の物件表示は、大矢野町登立字□□□□△△△△番、外10筆、地目は田9筆、畑2筆、合計面積7,160㎡です。申請場所は図面1ページ⑤、詳細は10～11ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から南東の方向、約1.9kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は太陽光発電施設の設置で、事業資金は、用地取得費△△△万△△△円、太陽光機器設備費△△△△万△△△△円、設置工事費△△△万円、電気工事費△△△万円、フェンス工事費△△△万△△△△円、防災小堤施工費△△△万△△△△円、諸経費△△万円、消費税△△△万円、合計△△△△万△△△△円であり、資金計画では、自己資金等の合計が事業資金を上回っているため、問題ないと思われれます。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接農地所有者の同意、地区の排水同意を確認しています。給排水計画については、給水の必要はなく、排水については、雨水は排水先がないため、周囲に防災小堤を施工して地下浸透により処理し、生活雑排水及び汚水はありません。造成中の被害防除については、周辺地域に被害がないよう、適切な工事施工により対応するとのことです。完成後も付近の農地等への影響はないとのことです。

補足説明といたしまして、事業面積が3,000㎡を超えているため、今月20日に開催される熊本県農業会議主催の常設審議委員会にて審議していただく予定です。説明は以上です。

議長（西岡）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

推進委員（松岡）

推進委員の松岡が、議案第3号の1番につきまして、説明いたします。

現地は大変広い面積でありまして、水がたまりにくくて田んぼの耕作がしにくい、おまけに後継者もないということで、6年ほど前から荒れている状況であります。どうやって場所を見つけられたかは、昨日立ち会われた方はご存じありませんでしたけれども、熊本県中を受人の方が見つけて回られたような話でございました。もう現状はこういう状況ですので、太陽光ができれば大変きれいになるかと思えます。以上です。

議長（西岡）

ありがとうございました。ただいま説明が終わりましたけれども、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。続きまして、2番、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局（池林）

議案第3号、番号2番です。議案は同じく6ページになります。

申請人は熊本市の法人です。申請地の物件表示は、大矢野町登立字□□□□△△△△番△、外7筆、地目は田7筆、畑1筆、合計面積3,941㎡です。申請場所は、図面1ページ⑥、詳細は12～13ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から南東の方向、約1.9kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は太陽光発電施設の設置で、事業資金は用地取得費△△△万円、太陽光機器設備費△△△△万△△△△円、設置工事費△△△万円、電気工事費△△△万円、フェンス工事費△△△万△△△△円、防災小堤施工費△△万円、諸経費△△万△△△△円、消費税△△△万円、合計△△△△万円であり、資金計画では自己資金等の合計が事業資金を上回っているため、問題ないと思われます。申請理由は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接農地所有者の同意、地区の排水同意及び近隣居住者の同意を確認しております。給排水計画については、給水の必要はなく、排水については、雨水は排水先がないため、周囲に防災小堤を施工して地下浸透により処理し、生活雑排水及び汚水はありません。造成中の被害防除については、周辺地域に被害がないよう適切な工事施工により対応するとのことです。完成後も付近の農地等への影響はないとのことです。

補足説明といたしまして、事業面積が3,000㎡を超えているため、今月20日に開催される熊本県農業会議主催の常設審議委員会にて審議していただく予定です。説明は以上です。

議長（西岡） ありがとうございます。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

推進委員（松岡） 推進委員の松岡が、議案第3号の2番につきまして説明いたします。
 ここは同じく、先ほど説明した場所の隣です。内容は全く同じでございます。以上です。

議長（西岡） ありがとうございます。ただいま説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡） それでは、申請どおり承認することに決定いたします。
 続きまして、3番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（池林） 議案第3号、番号3番です。議案は7ページになります。
 申請人は、大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町中字□△△番△、地目は畑、面積500㎡です。申請場所は図面1ページ⑦、詳細は14～15ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南東の方向、約0.4kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は個人住宅の建設で、事業資金は土地購入費△△△万円、建築費△△△△万△△△△円、合計△△△△万△△△△円であり、資金計画では、自己資金等の合計が事業資金を上回っているため、問題ないと思われま。権利の種類は、売買による所有権の移転です。
 続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。
 農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地がないため、地区の排水同意のみ確認しています。給排水計画については、給水は市の上水道を利用し、排水については、雨水は既設側溝へ排水し、生活雑排水及び汚水は合併浄化槽にて処理後、既設側溝へ排水するとのことです。造成中の被害防除については、土砂の流出、崩壊については十分防止対策を取り、周辺地域に被害が及ばないようにするとのことです。完成後も付近の農地への影響はないとのことです。説明は以上です。

議長（西岡） 続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

7番（岩崎） 議案第3号の3番につきまして、7番、岩崎が説明いたします。昨日は雨の中、お疲れでございました。

申請人は現在、大矢野町内で借家住まいをされていて、家族が増えて手狭になり、3件の土地について検討した結果、地理的条件、資金面の条件で、今回申請する土地が最適と判断し、家族が安定して居住できる住宅を建てたいと申請したとのことです。排水同意も取れており、問題はないと思います。よろしくお願ひします。

議長（西岡）

ただいま3番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問はございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。続きまして、4番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（池林）

議案第3号、番号4番です。議案は同じく7ページになります。

申請人は、大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町中字□△△番△、地目は畑、面積734㎡です。申請場所は、図面1ページ⑧、詳細は16～17ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南東の方向、約0.4kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は中古車展示場の設置で、事業資金は、土地購入費△△△万円、土地造成費△△万△△△△円、合計△△△万△△△△円であり、資金計画では、自己資金等の合計が事業資金を上回っているため、問題ないと思われます。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接農地所有者の同意及び地区の排水同意を確認しています。給排水計画については、給水は市の上水道を利用し、排水については、雨水は既設側溝へ排水し、生活雑排水及び汚水は合併浄化槽にて処理後、既設側溝へ排水するとのこととす。造成中の被害防除については、土砂の流出、崩壊については十分防止対策を取り、周辺地域に被害が及ばないようにするとのこととす。完成後も付近の農地への影響はないとのこととす。説明は以上です。

議長（西岡）

続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

7番（岩崎）

議案第3号の4番につきまして、7番の岩崎が説明いたします。

申請人は、先ほど説明しました申請者の父親です。三角町で自動車整備工場を経営し、自動車の修理、整備及び販売をされており、前々から事業の拡大を計画しておられ、大矢野町に中古車販売のための展示場の建設地を探しておられ、息子夫婦が住宅を建設する隣接地を譲り受け、中古車展示場を建設して、大矢野町民の需要

に応えたいとのことでございます。隣接農地の同意、排水同意も取れておりますので、問題はないと思います。よろしくお願いいたします。

議長（西岡）

ありがとうございました。ただいま、4番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。続きまして、5番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（池林）

議案第3号、番号5番です。議案は同じく7ページになります。

申請人は、大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町中字□□□△△△番△、外3筆、地目は田2筆、畑2筆、合計面積301.13㎡です。申請場所は、図面1ページ⑨、詳細は18～19ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南東の方向、約0.5kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は個人住宅の建設で、事業資金は、土地購入費△△△万円、建築費△△△△万△△△△円、雑費△△△万円、合計△△△△万△△△△円であり、資金計画では、自己資金等の合計が事業資金を上回っているため、問題ないと思われます。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接農地所有者の同意及び地区の排水同意を確認しています。給排水計画については、給水は市の上水道を利用し、排水については、雨水は既設側溝へ排水し、生活雑排水及び汚水は合併浄化槽にて処理後、既設側溝へ排水することです。造成中の被害防除については、土砂の流出、崩壊については十分防止対策を取り、周辺地域に被害が及ばないようにすることです。完成後も付近の農地への影響はないとのことです。説明は以上です。

議長（西岡）

続きまして、担当委員の説明をお願いします。

推進委員（益田）

推進委員の益田が説明します。

申請人は現在、借家に住んでいて、子供が大きくなり家が手狭になって、土地をずっと探しておられたということです。ちょうど良い場所があつて、隣が先月か先々月か申請が出た場所で、その隣を購入することになりました。給排水は事務局が説明したとおりです。近辺の農地の同意も取られています。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長（西岡）

ありがとうございました。ただいま説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。続きまして、6番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（池林）

議案第3号、番号6番です。議案は同じく7ページになります。

申請人は、松島町の個人の方です。申請地の物件表示は、松島町合津字□□□△△△番△、地目は畑、面積356㎡です。申請場所は、図面1ページ⑩、詳細は20～21ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から南の方向、約8.8kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は個人住宅の建設で、事業資金は、建築費△△△△万△△△△円、土地造成費△△△万円、合計△△△△万△△△△円であり、資金計画では、自己資金等の合計が事業資金を上回っているため、問題ないと思われまます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地がないため、地区の排水同意及び根抵当権者の同意をいただいております。給排水計画については、給水は市の上水道を利用し、排水については、雨水は敷地内に枡を設け、既設側溝へ排水し、生活雑排水及び汚水は既設の下水道に排水することです。造成中の被害防除については、既存の高さで整地するため、土砂の流出、堆積、崩壊等はなく、完成後も付近の農地への影響はないとのこと。また、万が一被害が生じた場合は、申請人が責任を持って対応することです。

補足説明といたしまして、譲渡人の方が20年ほど前に倉庫を建てられていたため、始末書を添付していただいております。説明は以上です。

議長（西岡）

続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

2番（松岡）

議案第3号の6番について、2番の松岡が説明申し上げます。

三十数年前ですかね、建設業の資材倉庫として使用されておりますが、3か月ぐらい前に解体をされました。今更地になっておりますが、以前は倉庫が建っていたということで、今回、始末書も提出され区長の承諾も得ておりますので、どうか慎重審議をよろしく申し上げます。

議長（西岡）

ありがとうございました。ただいま説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。
続きまして、7番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（池林）

議案第3号、番号7番です。議案は8ページになります。

申請人は、松島町の個人の方です。申請地の物件表示は、松島町合津字□□△△△△番、地目は田、面積553㎡です。申請場所は、図面1ページ⑩、詳細は22～23ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南の方向、約9kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は個人住宅の建設で、事業資金は、土地購入費△△△万円、建築費△△△△万△△△△円、合計△△△△万△△△△円であり、資金計画では、自己資金等の合計が事業資金を上回っており、問題ないと思われます。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接農地所有者の同意及び地区の排水同意を確認しています。給排水計画については、給水は市の上水道を利用し、生活雑排水及び汚水は既設の下水道へ排水するとのことです。造成中の被害防除については、造成は行わず現状のまま使用するため、近隣農地に影響はなく、完成後も付近の農地への影響はないとのことです。また、万一争議が生じた場合は、申請人が誠意を持って対応するとのことです。

補足説明といたしまして、譲渡人の方が事前に客土をされていたため、始末書を添付していただいております。説明は以上です。

議長（西岡）

続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

2番（松岡）

議案第3号の7番について、2番の松岡が説明申し上げます。

以前、ここは田んぼの形状の変更で、畑にするということで事前着工しておりましたので、本人に注意をしまして、すぐ農業委員会に出しなさいということで指摘をしておりましたが、今回売買になったということです。始末書も提出されておりますし、区長の承諾も得ておりますので、どうか慎重審議、よろしくをお願いします。

議長（西岡）

ありがとうございました。ただいまの説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 (西岡)

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。
続きまして、8番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 (池林)

議案第3号、番号8番です。議案は同じく8ページになります。

申請人は、松島町の個人の方です。申請地の物件表示は、松島町教良木字□□△△△△番△、地目は畑、面積12㎡です。申請場所は、図面1ページ⑫、詳細は24～25ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から南の方向、約1.3kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は農業用物置の設置で、事業資金は、建築費△△万△△△△円であり、資金計画では、自己資金等の合計が事業資金を上回っており、問題ないと思われます。権利の種類は、贈与による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接農地所有者の同意及び地区の排水同意を確認しています。給排水計画については、給水の必要はなく、排水については、雨水は既設側溝へ排水し、生活雑排水及び汚水はありません。造成中の被害防除については、造成は行わず現状のまま使用するため、近隣農地に影響はなく、完成後も付近の農地への影響はないとのこと。また、万一被害が生じた場合は、申請人が責任を持って対処するとのこと。説明は以上です。

議長 (西岡)

続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

9番 (松本)

議案第3号の8番につきまして、9番、松本が説明をいたします。

これは、前回申請をされた部分の、要するに漏れということのようでございます。面積も12㎡ぐらいしかございませんし、恐らく、画面に今コンクリートが見えているところは、同じ地番だったと思いますけれども、隣の人の浄化槽が造られて、その部分で狭くなった部分だったので、前回の申請に漏れたのではないかと考えております。

農作業の道具入れということで設置されるそうでございますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

議長 (西岡)

ありがとうございました。ただいま説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。
続きまして、9番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（池林）

議案第3号、番号9番です。議案は同じく8ページになります。

申請人は、姫戸町の個人の方です。申請地の物件表示は、姫戸町二間戸字□□□△△△△番△、地目は畑、面積668㎡です。申請場所は、図面1ページ⑬、詳細は26～27ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から南の方向、約18.5kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は農業用作業場の設置で、事業資金は、既に工事が完了しているため、ありません。権利の種類は、贈与による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の区域内に存在する第1種農地と判断します。転用目的が農業用施設であるため、転用は可能と考えます。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地がないため、地区の排水同意及び根抵当権者の同意を確認しております。給排水計画については、給水の必要はなく、排水については、雨水は既設側溝へ排水し、生活雑排水及び汚水はありません。造成中の被害防除については、既に工事が完了しているため、近傍農地への影響はないとのことです。

補足説明といたしまして、違反転用であったため、始末書を添付していただいております。説明は以上です。

議長（西岡）

続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

推進委員（藤川）

推進委員の藤川が、議案第3号の9番について説明いたします。

譲渡人と受人の方は親子です。申請地には現在、農業用作業所と倉庫が建てられています。先代の方が申請許可を受けずに47年天草水害後建てられたそうです。始末書を提出されていますので、審議よろしくをお願いいたします。

議長（西岡）

ありがとうございました。ただいま、9番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございますか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。
続きまして、10番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（池林）

議案第3号、番号10番です。議案は同じく8ページになります。

申請人は、龍ヶ岳町の個人の方です。申請地の物件表示は、龍ヶ岳町大道字□□□△△△番△△、地目は畑、面積724㎡です。申請場所は、図面1ページ⑭、詳細は28～29ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南の方向、約22.5kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は資材置場の増設で、事業資金は、土地購入費△△△万△△△△円、フェンス設置費△△万円、合計△△△万△△△△円であり、資金計画では、自己資金等の合計が事業資金を上回っているため問題ないと思われまます。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接農地所有者の同意及び地区の排水同意を確認しています。給排水計画については、給水の必要はなく、排水については、雨水は自然排水し、生活雑排水及び汚水はありません。造成中の被害防除については、フェンスを設置するのみなので、近隣農地への影響はなく、完成後もフェンスを設置し、転落等を防ぐとのこととす。

補足説明といたしまして、違反転用であったため、始末書を添付していただいております。説明は以上です。

議長（西岡）

続きまして、担当委員の説明をお願いします。

推進委員（山崎）

議案第3号の10番について、推進委員の山崎が説明いたします。

場所は、龍ヶ岳町大道の○○○のちょっと上側になりますが、国道266号線の改良工事によって、これまでの資材置場で利用していた土地が買収されることになり、移転先を探すことになったということで、経営する会社の事務所の前の道路を挟んだ向かい側に、道路に面していて、資材、機材等の出し入れに便利で、防犯上も優れているので、そこを代替地として利用するというので、隣接地に耕作地はなく、転落防止のフェンスを設置するというので何ら問題はないかと思われまます。よろしくをお願いします。

議長（西岡）

ありがとうございました。ただいま、10番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。

議案第4号 農地利用集積計画（案）について

議長（西岡） 続きまして、議案第4号、農用地利用集積計画（案）について。農業経営基盤強化法第18条1項の規定に基づき農業委員会の意見を決定するために審議を求めます、ということで事務局から説明をお願いいたします。

事務局（塩田） 議案第4号、農用地利用集積計画（案）、貸借権設定について、議案は10ページになります。

今回の農用地利用集積計画は、再設定の計画が1件、新規設定の計画が1件となっております。再設定の計画は、利用目的、借賃設定期間及び支払い方法等、前回の集積計画から変更等ありませんでした。今回の農用地利用集積計画の内容は、利用権の設定をする人2名、利用権の設定を受ける人2名、利用権設定面積合計3,030㎡です。

内容の詳細につきましては議案のとおりであり、ここに記載されている計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを事務局にて確認しています。説明は以上になります。

議長（西岡） ありがとうございます。ただいま、議案第4号の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡） 何もございませんので、議案第4号につきましては、原案どおり承認することに決定いたします。

議案第5号 非農地通知交付申請について

議長（西岡） 続きまして、議案第5号、非農地通知交付申請について。事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局（池林） 議案第5号、番号1番です。議案は12ページになります。

申請人は福岡市の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町上字□□□△△△番△、外2筆、地目は畑3筆、合計面積1,351㎡です。申請場所は、図面1ページ⑮、詳細は30～31ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から北西の方向、約3.4kmの辺りに位置しております。申請地の現況については、航空写真及び現況写真等のとおり、雑木が生い茂っており、農地として利用することが困難であると考えられるため、非農地化はやむを得ないと思われれます。説明は以上です。

議長（西岡）

続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

6番（磯田）

6番、磯田が説明いたします。

図面のほうを見ていただきますと、周りの農地は作付されているように見えます。しかし、この航空写真は四、五年ぐらい前の写真じゃなかろうかという図面です。現在の写真は前の画面を見ていただくと分かりますように、ちょっと中に入っていくのは困難で、軽トラックが行けるところが、この畑の大分手前までということで、この畑に行くには歩行型の耕運機がやっも行ける程度で、車で行くのはちょっと無理というところなんです。雑木が本当に生い茂っていて、非農地はやむを得ないかなと思われまして。以上です。

議長（西岡）

ありがとうございました。ご意見はまとめて伺いますので、2番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（池林）

議案第5号、番号2番です。議案は同じく12ページになります。

申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町中字□□△△△△番△、地目は畑、面積297㎡です。申請場所は、図面1ページ⑩、詳細は32～33ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から南東の方向、約4.3kmの辺りに位置しております。申請地の現況については、現況写真等のとおり、雑木が生い茂っており、農地として使用することは困難であると考えられるため、非農地化はやむを得ないと思われまして。説明は以上です。

議長（西岡）

続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

7番（岩崎）

議案第5号の2番につきまして、7番の岩崎が説明いたします。

ここは、1月、2月、先月はありませんでしたけれども、立て続けに非農地化の申請が上がっている場所でございます。見たとおり、竹林、雑木も生えております。問題はないと思います。よろしく申し上げます。

議長（西岡）

ありがとうございました。ただいま、議案第5号の1番、2番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、議案第5号につきましては、原案どおり承認することに決定をいたします。

報告第1号 利用権設定合意解約について

議長（西岡）

続きまして、報告第1号、事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局（塩田）

報告第1号について、農業経営基盤強化促進法の規定により農用地利用集積計画の作成及び公告を行った貸借契約について、農地法第18条第6項の規定による通知がありましたので、報告いたします。

議案は13ページ、番号1番です。

解約する土地の所在、大矢野町登立字□□□、地番、△△△△△番、登記簿地目は畑、面積は2,164㎡です。貸付人は大矢野町の個人の方です。借受人も大矢野町の個人の方です。設定期間は、令和2年9月1日から令和12年8月31日で、合意解約日は令和4年2月7日です。解約理由は、双方合意による解約となります。説明は以上になります。

議長（西岡）

ありがとうございました。ただいま、報告第1号の説明がございましたけれども、皆さん方、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

何もございませんので、報告第1号につきましては、報告どおりといたします。

皆さん方におかれましては、本日の総会議案に慎重なご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。おかげをもちまして、全議案の審議を終了できましたことを、厚くお礼申し上げまして、本日の議事を終わりたいと思います。

なお、続きまして事務局のほうからその他で説明がございますのでよろしく願いいたします。

（テープ終了）

その他

（最後に翌月の現地調査及び定例総会の日程について説明し閉会）

閉会 午後4時30分

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和4年4月12日

上天草市農業委員会 会長

西岡光雄

上天草市農業委員会 委員

岩崎國重

上天草市農業委員会 委員

源 義通